

4番（小川義昭君）

ぜひお願いいたします。

5点目に入ります。地域包括ケア体制について質問をいたします。

石川県は政府の社会保障と税の一体改革要綱や診療、介護報酬の2012年度同時改定で出された方針を受け、高齢者の保健福祉の総合計画を改定し、2012年度から3年間の新計画をまとめました。その柱の一つは、在宅医療と介護サービスの連携を深め、住みなれた地域で暮らし続けることを目指す地域包括ケア体制の整備推進とあります。病院ではなく、住みなれた自宅や地域で安心して暮らし続けることが最高の幸せということでしょう。

また、厚生労働省は2025年までに地域包括ケアを確立することを目指しています。30分程度の時間で医療と介護サービスを適正に提供することが地域包括ケアの定義であります。医療と福祉の連携が重要であり、高齢者虐待や老老介護、認認介護、孤独死など多くの困難事例が増加しており、その問題を解決するためかかりつけ医と介護支援専門員、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携が期待されています。

さきの3月議会で、今後の高齢化対策について市長にただしたところ、今後、少子高齢社会が進展する中で、高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう地域の支え合いや見守り体制を進めるとともに、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを、一人一人の心身の状態に応じて切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの推進に努めるとの答弁がありました。そこで、白山市は地域包括ケア体制を今後具体的にどのように整備推進されるのか。そして、地域密着型事業でいう地域と地域包括システムの地域とは同じ概念なのか、その考え方、方針を含めてお伺いいたします。

また、地域包括ケア体制において、在宅医療と介護サービスのつなぎ役が大変重要であり、その役割を担うケアマネジャーは福祉分野出身者が多いことから、ケアマネジャーの能力の向上を図るための在宅医療知識などを深めることが望まれます。本市としても研修会を開催するなど積極的な支援策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、地域包括システムを十分に機能させるためには、地域の団体、機関、組織などとの連携が不可欠と考えられます。あわせての見解をお伺いいたします。